

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 3 年11月30日（火曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 3 号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第 5 議 第 114 号 （仮称）観光交流センター整備工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 6 議 第 115 号 門坂地内災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 7 議 第 116 号 財産の取得について
- 日程第 8 議 第 117 号 訴えの提起について
- 日程第 9 議 第 118 号 令和 3 年度下呂市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議 第 119 号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議 第 120 号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- 日程第12 議 第 121 号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議 第 122 号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第14 議 第 123 号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議 第 124 号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなものの指定管理者の指定について
- 日程第16 議 第 125 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 第 126 号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第 127 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第 128 号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議 第 129 号 令和 3 年度下呂市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第21 議 第 130 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第22 議 第 131 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議 第 132 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議 第 133 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第25 議 第 134 号 令和 3 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 議 第 135 号 令和 3 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第27 議 第 136 号 令和 3 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議 第 137 号 令和 3 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（14名）

議長	一 木 良 一	1 番	鷺 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10番	伊 藤 嚴 悟	12番	吾 郷 孝 枝
13番	中 島 新 吾	14番	中 島 達 也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	会 計 管 理 者	熊 崎 美津恵
総 務 部 長	河 尻 健 吾	市 長 公 室 長	野 村 穰
教 育 委 員 会 長	吉 田 修	建 設 部 長	野 村 直 己
観 光 商 工 部 長	細 江 博 之	環 境 部 長	小 畑 一 郎
健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行	金 山 病 院 院 長	加 藤 和 男
農 林 部 長	都 竹 卓	生 活 部 長	藤 澤 友 治
消 防 長	遠 藤 英 幸	金 山 振 興 所 長	澤 田 勤 之
萩 原 振 興 所 長	松 井 克 彦	下 呂 振 興 所 長	河 合 正 博
馬 瀬 振 興 所 長	見 廣 洋 始	小 坂 振 興 所 長	中 原 則 之

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和3年第8回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 中島ゆき子さん、8番 田中副武君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一木良一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎請願第3号について（委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第4、請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題といたします。

本件については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、産業経済常任委員会に付託

いたします。

◎議第114号から議第117号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第5、議第114号（仮称）観光交流センター整備工事請負契約の変更契約の締結について、日程第6、議第115号 門坂地内災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について、日程第7、議第116号 財産の取得について、日程第8、議第117号 訴えの提起について、以上4件を一括議題といたします。

初めに、議第114号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議第114号（仮称）観光交流センター整備工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、（仮称）観光交流センター整備工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前2億1,439万円。変更後2億1,696万2,900円。4. 契約の相手方、住所、岐阜県下呂市三原25番地、氏名、松田建設株式会社、代表取締役 松田欣也。令和3年11月30日提出。

提案理由でございます。（仮称）観光交流センター整備工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

2ページをお開きください。

変更内容説明資料でございます。

3番の契約金額でございますが、変更前、変更後を申し上げました。このたびは増額257万2,900円の増額でございます。4. 変更理由・内容でございます。本工事を実施するに当たり、ウッドショックにより構造木材の調達が困難となり、代替構造材の調達が必要となったため、下呂市産材へ構造木材を樹種変更するものです。また、構造木材の樹種変更に伴い、断面変更も必要なため、併せて変更いたします。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第115号について、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

おはようございます。

それでは、議案書の３ページをお願いいたします。

議第115号 門坂地内災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

１．工事名、門坂地内災害復旧工事。２．契約の方法、指名競争入札。３．契約金額、変更前、３億３,１５４万円、変更後３億１,０３４万４,０００円。４．契約の相手方、岐阜県下呂市小坂町無数原４８０番地１、株式会社大瀧、代表取締役 大森清雄。令和３年１１月３０日提出。

提案理由でございます。門坂地内災害復旧工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５,０００万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次のページ、４ページをお願いいたします。変更内容説明資料でございます。

１．仕様書番号、令和２年度の建策第２号でございます。２の工事名、３の契約金額につきましては、今ほど申し上げたとおりで、契約金額の増減は３,０５０万９,６００円の減額でございます。４の変更理由・内容でございますが、本工事におきまして、令和２年７月豪雨で被災した市道門坂５号線、普通河川の阿多粕谷の災害復旧工事を施工中であります。本年８月の豪雨によりまして、市道門坂５号線の護岸が再度被災をいたしましたので、増破した箇所を令和３年度現年補助災害復旧事業として改めて災害査定を受け、復旧工事を実施することになりました。

このため、８月に災害が発生した時点の状況でこの工事を精算し、工事内容を確定する必要があるため、未施工部分を減額し、変更契約を締結するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第116号について提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（吉田 修君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の５ページをお願いいたします。

議第116号 財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

１．取得する財産、小・中学校等教育用パソコン等機器１式でございます。取得の方法、指名競争入札。取得価格、７,３２０万５,０００円。４．取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原１５００番地３、株式会社飛騨コンピュータサービス、代表取締役 日下部鉄彦。令和３年１１月３０日提出でございます。

提案理由、小・中学校等教育用パソコン等機器の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらは、入札執行結果公表一覧表でございます。

仕様書番号、教物第59号。物品等名、小・中学校等教育用パソコン等機器購入。物品の概要でございますが、こちら、通常の機器更新のほか、今回は萩原小学校の長寿命化改修工事に併せまして無線アクセスポイント等の購入をしております。

また、下から3行目でございますが、タブレットパソコン800台としております。当初の予定では3年生、4年生のタブレットパソコンの購入を予定しておりましたが、学校現場等の早期に整備をしてほしいという声も大きいということから、ちょっと予定を変更しまして1年生から4年生まで全てということで、これで小・中全員ということになりますが、あとは教員用と予備も含めて、この台数を今年度中に整備するという計画でございます。

あと、入札年月日が令和3年11月19日、納入期間は本契約締結の翌日から令和4年2月28日の予定でございます。

入札の執行状況は表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第117号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書7ページをお開きください。

議第117号 訴えの提起について。

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1. 相手方、相手方の住所・氏名は記載のとおりでございます。2. 訴えの趣旨、以下個人名の読み上げは控えさせていただき、C氏、A氏で読み上げをさせていただきます。

(1) C氏相続財産に対し、A氏との共同不法行為損害賠償金として、A氏相続財産と連帯して、金1億190万1,845円及びこれに対するしかるべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 訴えの理由、令和2年5月に下呂市が運営する観光施設下呂温泉合掌村で使途不明金が発覚し、同年3月まで同施設の会計担当であったA氏が、平成23年度から令和元年度までの9年間にわたり、売上金の着服横領や不正支出を繰り返していた。C氏は不正支出に関し、A氏と共謀してC氏管理の金融機関口座に下呂市の金員を振込させ搾取しており、このことについてA氏との共同不法行為者として損害賠償の責任を負っている。

以上のことから、下呂市が被った損害について、上記 2 (1) の損害賠償の支払いを求めるため、訴えを提起するものでございます。

4. 訴訟遂行の方針。(1) 弁護士を訴訟代理人とする。(2) 相手方の対応によっては和解を検討し、再度議会の承認を得て和解する。(3) 第一審判決の結果、必要がある場合は上訴する。令和 3 年 11 月 30 日提出。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本 4 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

議第 114 号 （仮称）観光交流センター整備工事請負契約の変更契約の締結について、2 点御質問させていただきます。

1 点目は、材料の樹種の変更によるのが主の目的であるということをお伺いしております。これベイマツからヒノキ材ということでございますが、当初からこの下呂市産材、当然木材産業発展のためにも、やっぱり公の施設に関しましては、きちっと市産材を使うべきであるという主張をずっとしておりました。当然そのようにこの建物はされているものだということだと思っていたんですが、追加工事を機に、補助金のこととかいろいろ確認しました。実際にはベイマツが使われておったという残念なことですが、今回ヒノキ材に替えられたということは非常にいいことだと思います。

それに伴い、実際財源が岐阜県の県産材需要拡大施設等整備事業等で確保できるような補助制度もあります。それが実際に使われているかどうかということも確認したところですが、今回は利用されていないということでしたので、これはもしあれば平米当たり 1 万 7,000 円ですから、約 400 万ぐらい県からの補助が受けられたんじゃないかというふうに私は承知しております。

この財源に関して、どうしてこれを対応されなかったのかということについて、まず 1 点お願いします。

もう一点は、工事の内容をお伺いしたところ、あくまでも木材単価に伴う変更金額ということですが、それに伴い工期も変更されています。通常、工期が変更された場合は工事監理費というのが増えてくるというのが、これ当たり前のことでございますので、これに対してその内容が今回の追加工事に見込まれているのか、見込まれていないのか、この 2 点、教えてください。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

1 点目の補助金の活用についてでございます。

この補助金については、令和元年度からあるかと思いますが、元年度、2年度につきましても、元年度については詳細設計中の段階であったということ。それから2年度についても御存じのとおり、トイレの位置を変えました。また、それによって屋根の高さ、構造も変えてまいりました。そういった変更があったことから、この補助金の申請の要望時期に合致しなかった、タイミングが合わなかったということで、この補助金については活用できなかったという状況でございます。

それから、変更金額、今申し上げました257万2,900円でございますが、こちらのほうには、もちろん材の変更の単価が上がったということで、その単価増による増額と、もちろん工期も1月まで延期をさせていただいておりますので、それに関する監理費でありますとか、現場一般管理費、そういったものが含まれたものとなっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

今、説明がありましたが、この補助金は当然工事の内容とか、多少変更とかあると思いますが、やっぱりそれは事前に申し込んでおけば、これは十分対応できたと思います。実際に萩原小学校、これの木質化がどうしても財源がないのでできないという中でも、やはりこの補助事業の話をした中で、木質化に実際に切り替えて対応していただけたということもありますので、やはり、岐阜県としましても、この木材産業が一番大事な産業でございますので、何とかしてこの県産材、市産材を普及したいというような目的でやっておるわけですから、公の施設については、あらかじめこれからも、児童館とかいろいろ計画があると思いますが、この市産材、県産材を必ず使っていただくようお願いしておきます。

あと、今の監理費の件につきましては分かりました。ありがとうございます。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今の1番議員からの質問にも重複する点がありますが、今のこの問題は、市の木材に対する取組方の、考え方の問題だと思いますので、途中で変更ということは、普通、姿勢がしっかりと反映しておれば考えられないと。当初から設計をし、市の目的としてこういう方法で建設をすると、建物を造ると、この姿勢がしっかりとあれば、途中でこのような外材から国産材に替えるなんてことはあり得ないと。ですから、当初の考え方がまず間違っておると、私はそういうふうに指摘をしておきます。

これはずうっと下呂市として木材の下呂市産材を消費しようと、そして普及をさせようと、そ

して健全な山づくりをしようと、こういうことをみんなで議論をしてきたことなので、その姿がこういう施設に表れてこそ、今までの成果が市民にも林家にも分かると、こういうことですので、そういうような考え方を取っていただきたいということを強く要請をしておきます。

それから、次の115号ですけれども、この問題については途中で災害に遭ったということで、3,000万の減額とあったんですが、これは今後やはり復旧をさせないかんということだというふうに想像しますが、あとまたそれに対してはどのぐらいの復旧費がかかるかということが想像できれば、お知らせいただきたいということでございます。

最初の問題は、市長から考え方を述べていただきたいと。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

県産材、市産材を本当に有効に活用するということは、私も重々に承知しておりますし、今後は必ずそのような方向で進んでいきたいというふうには思っております。

今回のこの観光交流センターの件について、大変お恥ずかしい話、私もそのところまでは存じ上げておりませんでした。

工事の変更とかウッドショックの関係で、実は表に見えない中側はより頑丈なベイマツを使うということで、表側は県産材を使うというような説明を受けました。しかし、中側であっても、本当に県産材をしっかりと使用していく、市産材を使っていくということも、丈夫だろうが県産材、市産材も丈夫だと思いますので、これからは本当にそういうことのないように、しっかりと私のほうからも担当部署に申し入れておきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

ただいま減額いたしました部分の復旧工事について、簡単に説明をさせていただきます。

今回減額いたしました工事というのは、もともとそこにあった既設の可動ブロックという、いわゆるコンクリートの枠の中に玉石を詰めたものを積み上げるような工法、これをもともとあったものを再利用しながら、災害復旧していくんだというようなことで、ただいまの減額工事は予定しておりましたが、この再利用するつもりであったものも含めて被災をしまして流れてしまったり、再利用ができなくなったということもございまして、工法変更としまして、今回はその部分を練りブロック積み工、これを中心とした復旧になってまいります。

したがって、工法も変わってまいります。現在災害査定、この月の初め、9日の週やったはずですが、ここで受けまして約8,000万円程度の事業費を見込んでおります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

先ほどの市長からの説明で、考え方というものを今後しっかりと進めていくと、こういう説明でした。

私、申し上げておきますけれども、たるきですけれども、外材をという話で、強度の問題を言われましたけれども、私の見解では、こういう考え方ができると。ヒノキの一本取りならしかり、かなり強度があつて、立派なたるきになると。さらに、ヒノキの一本取りでたるきを取ることによつて、山で切つたヒノキの細い部分、それが商品として活用されると、こういう二重の効果がありますので、しっかりとそういうところを研究されまして、そして今後政策に取り入れていくと。これがやはり今の現場の知恵で、そして今までの経験で、本当に山を活用し、林業を活性化させるというような方向で進んでいただきたいと申し上げます。

それで、今の問題は分かりました。どうか今後そういうことがないように、これは災害というものはなかなか、いつ起こるか分かりませんが、こういうような状況ということは非常に残念だったなというふうに申し上げます。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

116号の子供のタブレットのことで、2点質問します。

まず800台今度買うということについての説明の中で、3年生までの予定を1年生にするというこの理由を、先ほど現場の人たちの声でというふうに言われたと思うんですが、なぜ拡大したのか、3年生を1年生に広げたのかという点をお聞きしたいと思います。

それから、普通皆さんが使ってみえるノートパソコンやと、5年とか7年とかというところで更新していきますよね。子供たちに1年生から今回入ったパソコンをずっといくのか、どこで更新するのかという、そういう計画図ってあるんですか。

国は、1台1台提供するに当たつての予算は全部持つというふうに最初言っていましたけれども、実際今回のこの中身でいっても、萩原でつける無線アクセスポイント、こういうものも予算の中に入るんですか。環境整備はたしか自治体の負担になると思いますけど、昨年6月の補正でも1億8,500万でこの事業をやってみえますけど、国庫補助はそのうちの1億2,000万ですよ。ですから、地元自治体の負担というのはある程度計算していかないかん問題やと思います。

全国の自治体の中で、自治体の負担が物すごい大きくなるやないかと、今後。という指摘を国に要望してみえる自治体はかなりありますよね。そういう点で今の状況はどうですかということをもつと1つ質問します。

それから、2つ目ですけど、この間常任委員会で下呂中の授業内容を参観させていただきましたし

た。タブレットを使った授業を見ましたが、先生の対応能力が物すごく問われるなというふう
に思います。

こういう形の教育を進めていこうというのはつい最近の話で、まだ先生の中にしっかりとした、
そういう体系づくり、問題点を整理していくという、そのことは十分にされていないと思います。
先生の能力の問題だけじゃなくて、蓄積がないと思います。

大事なのは子供が分かるということが一番大事なわけで、ついていけない子も必ず出てくるわ
けです。そういうことで1人1台というのは、1つの条件というか、ツールでしかないわけでは
よね。大きく教育の在り方そのものを変えていこうという今回のSociety5.0に対応した学校教育
の在り方ということでしょう。そういう点で、先生に対する対応というか、先生大変だと思いま
す。本当に。経験がないことで子供に教えるわけですから、その問題点について、教育長の意
見をお聞かせください。

○議長（一木良一君）

教育長。

○教育長（細田芳充君）

ありがとうございます。

まずもってタブレット、ICTの活用に関わる部分でございますけれども、議員おっしゃると
おりに、あくまでもツールでございますが、これからの未知なる社会、要はSociety5.0を迎える
に当たって、子供たちに今どんな力をといったところを大事にしておるんですが、1点目は、一
人一人の学びの個性化ということです。

子供たちが全て与えられるのを待つだけではなくて、いろんな問題や課題に自分たちで解決方
法を選択して解決していく力、そういうことです。それにツールとしてタブレットが有効に活用
できるんじゃないかということで、設置をさせてもらっておるということです。

2つ目は、そういった子供たちの一人一人の学びを保障するための、今度は教師側の指導の個
別化です。この子にはこの指導、この子にはこの指導、一斉指導もちろん引き続き行いますが、
そういった意味でこのタブレットをツールとして、ICTを一人一人の学びの記録、スタディロ
グといいます。そういったものをしっかりと保存、今まで以上に保存をして活用しやすいよう
にしていくということです。

そして3点目には、子供たちも、また教師もですけれども、これは活用スキルの早期習得とい
う意味で、これが先ほど言いました3年、4年を今年度予定しておりましたが、早い段階から全
員、1人1台タブレットの支給というのを実現させて、さきに申し上げました2つもそうですが、
またスキルの、早く慣れさせてといった意味もあって、今年度全員、1人1台のタブレット支
給ということを考えておるわけでございます。

2点目の教師の活用能力といいますか、スキルのところでございますが、議員の御指摘のと
おりでございます。ささいではございますが、市も独自で今年度、ICT支援員という会計年度
任用職員ですけれども、2人教育研究所につけていただきまして、そういった具体的な活用方法、

または活動内容等について、各学校の指導、支援に当たっておるわけでございます。

この辺りは今後とも、活用方法もありますが、どういったところでどういう活用が有効かといった辺りもどんどん研究をして指導していく必要があるかなということを思っております。以上です。

○議長（一木良一君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（吉田 修君）

ネットワーク整備の関係で御質問がありましたので、その部分についてお答えさせていただきます。

各学校の校舎内のLANの整備につきましては、今議員おっしゃられたとおり、国の補助と、あと起債で昨年度実施しましたが、萩原小学校につきましては、長寿命化の改修事業をやっておりますので、工事が終わってからということで、今回そちらの整備をさせていただくというものでございます。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今、教育長が説明していただきました。

予算の審議ですので、これ以上突っ込みませんけれども、今教育長が言われた中で、個性化した教育をということですけど、できるのではないかなんですよ。今言われたように。まだ、始まったところでしょう。だから、できる子もできない子も絶対出てきます。それに対応するのが先生ですよ。パソコンをどう使うとかいう、何のために使うかといったら子供の分かることを、理解を進めるために使うわけでしょう。どう使うかは、これからできるかどうかです。

人間対人間のところが一番大事なわけですよ。人格形成が学校の目的ですから、その点ではとにかく国の政策なり文科省が言っておるからということで、どんどん進めるんじゃないくて、その点は絶対外すことのないように、これからもこの点チェックしていきたいと思います。

また、取り上げていろいろ質問したいと思いますので、強く要請しておきます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

114号について伺います。

今まで、こういう工事契約の変更につきましては、議会の議決があった後に、例えば物を購入するとか、工事が増額になるということがありましたが、今回もう既に行った木材に対して議会の議決をということなんです、こういうこともあるのかというところを1点伺います。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今日の提案につきましては、257万という増額の提案でございますけれども、もちろん予算の範囲内でさせていただいておるとのことと、工事の中で工期の変更、それから種類の変更をさせていただきましたが、当然工事をやっていく中で、特に今回の案内所については、建物は大きな構築じゃございませんけれども、当然お客さんが使いやすい工夫がございますので、当然工事の中では、る変更が出てくるかと思いますが、今回はあくまでも増額の変更をさせていただきましたが、予算の範囲内ということでございますので、そのところは御理解いただいて、こういった変更は工事内では出てくるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほど工事の費用の範囲内ということでしたが、ほかのところ、例えば電気工事とかがありましたけど、そこを合わせての工事総額でのいろんな差額の調整は可能だという、そういうことでしょうか。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今回の金額の変更につきましては、先ほど提案させていただきました木材の変更に伴うことでございますが、これも当然予算の範囲内でさせていただきました。

それから、電気等々、配管工事等もございますが、そういったところも当然変更になった中で見直しをさせていただいておりますが、現在この12月の上程させていただく中では変更はございませんので、調整は当然しましたけれども、ほかの工事変更額はございません。木材のあくまでもベイマツからヒノキに替えた、それに伴う増額でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほど予算の範囲内ということでしたが、この257万2,900円の増額というのは、予算を超えたので増額するという、そういう意味の今回の議案ではないんでしょうか。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

当初契約の金額は3月でしたか、上程させていただいておりますけれども、当然その中では予算の差額がございますので、入札差金等の差額がございますので、当初予算を確保しておる金額を超えるようなことはないということで、増額はさせていただいておりますが、それから増額の原因を申し上げたところで、金額に変更がある場合は1億5,000万以上は議会に付すべきということでございますので、確保しております当初予算を超えることはない、その範囲内で増額をさせていただいたということでございます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第114号から議第117号までの4議案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第114号から議第117号までの4議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第114号 （仮称）観光交流センター整備工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第114号は原案のとおり可決されました。

議第115号 門坂地内災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第115号は原案のとおり可決されました。

議第116号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第116号は原案のとおり可決されました。

議第117号 訴えの提起について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第117号は原案のとおり可決されました。

◎議第118号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第9、議第118号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議第118号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第118号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、年内、または早急に事務処理を行う必要のある案件を予算計上させていただいており、1つ目は下呂温泉合掌村の損害賠償請求事件の申立て費用、2つ目に下呂市民会館駐車場として隣接する用地の購入費等、3つ目に子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る予算を計上しております。

詳細につきましては、総務部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

次に議第118号について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第118号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を申し上げます。

9ページの補正予算書をお開きください。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,212万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも266億3,994万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和3年11月30日提出。

内容につきましては、事項別明細書にて説明をいたします。12ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2億1,712万円の増額は、国の施策で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金でございます。

その下、19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金2,500万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費59万6,000円の増額は、下呂温泉合掌村の損害賠償請求事件の申立て費用でございます。

同じく総務費、5目財産管理費2,380万円の増額は、下呂市民会館駐車場として隣接する用地の購入費1,995万円と家屋の取壊し補償費385万円でございます。

その下、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億1,712万円の増額は、国の施策の子育て世帯臨時特別給付金給付事業で、年内に給付を予定しております1人当たり現金5万円の18歳以下の対象者4,300人分の給付金2億1,500万円と、給付事務に係る経費212万円でございます。

14ページをお開きください。

14款予備費は、歳入歳出の財源調整として60万4,000円を増額するものでございます。

以上で、議第118号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

今の国が行う給付金のことですが、新聞とかテレビでしかちょっと分からないんですが、今回は5万というのが先行給付ということで聞いておりますが、あと残りの5万って、クーポン券とかいうようなお話も聞いているんですが、これは国がやることで分るので分かる範囲で、見通しについて、いつ頃そういったことが下呂市のほうへ情報として伝わってくるのか、その辺の見通しだけちょっと聞かせてください。

○議長（一木良一君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

今回の分については現金の5万円をまず、今の児童手当を給付している児童を対象に、まず先行してお支払いをするということでございます。

残りの5万円につきましては、クーポン券になるのか、現金になるのかも含めまして、来春の時期に何とかお支払いをしたいということで考えております。

情報についても、国・県から情報を得て、しっかり対応していきたいというふうに考えており

ます。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

私は13ページの下呂市民会館管理費臨時のことについてお尋ねをいたします。

先ほどの説明でありますと、駐車場不足を早急に解消するということでございました。

せんだっての説明、全協でありましたが、その中で年内に取り壊して引渡しを受けると、そういった説明がございました。年内に登録まで完了するという予定でよろしいのでしょうか。伺います。

○議長（一木良一君）

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（河合正博君）

ただいま御質問がありました下呂市民会館の駐車場用地につきましては、現在お持ちの方が税の控除を受けられるという期限が年内でございますので、それに合わせて年内に登録をし、支払うというようなスケジュールをもって進める予定でございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

それを踏まえまして、駐車場不足ということでございますが、どういう形で引き渡されるのか、駐車場として利用されるスケジュール的なものはいつからなのか、工事費は計上してございせんけれども、今後の予定を教えてくださいませんか。

○議長（一木良一君）

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（河合正博君）

今年度につきましては、取壊しをして整地、更地というところまででございます。その後の舗装であったりとか区画線、車止めといった工事は新年度、来年度を予定しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

せっかく物理的に平地になるということで、少しでも駐車場不足を解消するために、臨時でも駐車場として利用されることを望みますが、その辺は可能でしょうか。

○議長（一木良一君）

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（河合正博君）

現在、工事を既に行って、取壊しの工事を行っていただいておりますが、土質を見ると、割と黒ボクとといいますか、水を含むと粘土状になるような土質ですので、現状更地になっても、そのまま置けるか、そういうのも晴天であればよろしいかと思うんですが、雨の降った後のようなときは、ちょっと厳しいのかなというようなことも思っておるんです。

ただ、実際来年度までも人が大勢集まるような会議なんかがあれば、その辺は臨機応変で利用していただくということは考えております。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第118号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第118号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第118号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第12号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第118号は原案のとおり可決されました。

◎議第119号から議第128号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第10、議第119号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について、日程第11、議第120号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、日程第12、議第121号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第13、議第122号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第14、議第123号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、日程第15、議第124号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について、日程第16、議第125号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第126号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第127号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第128号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、以上10件を一括議題といたします。

初めに、議第119号及び議第120号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

議案書の15ページをお願いいたします。

議第119号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、下呂市オーガニックワークプレイスです。指定管理者となる団体の名称は、岐阜県下呂市森2312番地6、特定非営利活動法人みらいろ、理事長 向野優子氏でございます。指定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。令和3年11月30日提出です。

続いて、17ページをお願いいたします。

議第120号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジでございます。指定管理者となる団体の名称、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表者、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、株式会社スポーツマックス、代表取締役 兵藤大二郎。指定の期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日の4年間でございます。令和3年11月30日提出。

以上2件、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第121号から議第123号までの3議案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書19ページをお開きください。

議第121号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛騨馬瀬川観光協会、会長 今井弘之。3. 指定の期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。令和3年11月30日提出。

引き続き、21ページをお願いいたします。

議第122号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市道の駅馬瀬美輝の里。2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社、代表取締役 今井弘之。3. 指定の期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。令和3年11月30日提出。

引き続き、23ページをお開きください。

議第123号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市観光交流センター。2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市森922番地6、一般社団法人下呂温泉観光協会、会長 滝康洋。3. 指定の期間でございます。令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。令和3年11月30日提出。

以上、3議案につきまして御審議をお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第124号について、提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（中原則之君）

それでは、議案書の25ページでございます。

議第124号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 施設の名称、下呂市道の駅南飛騨小坂はなもも。2. 指定管理者となる団体でございます。岐阜県下呂市小坂町赤沼田811番地1、飛騨小坂観光株式会社、代表取締役 二村貢正。3. 指定の期間でございます。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。令和3年11月30日提出。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第125号及び議第126号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議第125号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。

提案理由でございます。合併特例債を活用し、今後、新市まちづくり計画「煌」や総合計画に基づくまちづくり及び地域振興の取組に必要な経費の財源に充てる下呂市地域振興基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。29ページをお願いします。

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)積立基金として、下呂市地域振興基金を追加します。第3条関係でございます。
(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、31ページをお開きください。

議第126号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。

提案理由でございます。令和4年1月1日より、産科医療補償制度の掛金が引き下げられるが、健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をします。33ページをお願いいたします。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)出産育児一時金の支給額を現行の「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めます。また規則で定める加算額の上限を現行の「1万6,000円」から「1万2,000円」に改めます。第8条関係でございます。

(2)この条例は令和4年1月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)改正前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上で説明を終わります。2議案につきまして御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第127号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

議案書の35ページをお願いいたします。

議第127号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。令和3年11月30日提出です。

提案理由です。老朽化した下呂体育館を取り壊し、その跡地にテニスコートを整備するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細説明につきまして、38ページ、条例要綱を御覧ください。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、これにつきましては提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要、(1)別表中、「下呂市下呂体育館」を「下呂市下呂テニスコート」に改めます。別表第1、別表第2関係でございます。

(2)別表第3中、「下呂体育館」を「下呂テニスコート」に改め、基本使用料を市内在住者1時間1面当たり520円、市外在住者1時間1面当たり730円、照明使用料1時間1面当たり310円とします。別表第3関係でございます。

(3)この条例は令和4年4月1日から施行いたします。附則第1項関係でございます。

(4)使用の許可の申請、その他施設を使用するために必要な手続は、条例の施行の日前においても行うことができるものとします。附則第2項関係でございます。

以上でございます。どうぞ御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第128号について、提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

それでは、議案書の39ページお開き願います。

議第128号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年11月30日提出。

提案理由でございます。下呂市の土地改良事業の推進を図り、受益者の負担を軽減するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

41ページをお願いいたします。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。国の土地改良事業における地方自治体の負担割合の指針（ガイドライン）の改正に伴い、土地改良事業の受益者の負担を軽減することにより、一層の事業推進を図ることを目的に当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)土地改良事業のかんがい排水事業の県営事業の受益者負担率を改正します。別表関係でございます。

(2)備考欄を削除して、別表の表示を整えます。別表関係でございます。

(3)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第119号から議第128号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第129号から議第138号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第20、議第129号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第13号）、日程第21、議第130号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第22、議第131号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第23、議第132号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第24、議第133号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第25、議第134号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議第135号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第27、議第136号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第28、議第137号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第29、議第138号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、以上、10件を一括議題といたします。

初めに、議第129号から議第138号までの10議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第129号から議第138号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策への対応予算、今後の行財政運営を見据えた新たな財源確保のための予算、その他事務事業の進捗状況などに沿った見直しなど、第3四半期を終えようとする中、実績を見込んだ調整と、年度内に対応しなければならない予算を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策では、市民生活、社会経済活動の回復支援として、中小企業への事業継続のための融資支援経費など、またコロナとともにある新しい日常に向けてとして、3

回目ワクチン接種のための経費などを計上しております。

また、コロナの影響により、中止・見直しとなり減額となった事務事業も計上しております。

次に、今後の行財政運営を見据えた新たな財源確保に関しては、引き続き市内各地域の均衡ある発展や、一体感の醸成に必要な地域づくりのための新たな財源として、地域振興基金の創設に係る予算を計上しております。

また、市税については、コロナの影響を踏まえつつ、課税実績による収入増加を見込んでおります。

その他、第3四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業として、介護保険事業における介護サービス給付費の増額、地域子育て支援拠点施設整備のための基本設計費、3番目として企業版ふるさと寄附金の活用による小学校ICT機器整備費、デイサービスセンターの譲渡に向けた施設整備設計費、また林道の災害復旧事業を遂行する上で追加工事費が必要となることによる増額、最後になりますが、水道送水管移設事業の耐震変更による増額などの予算を計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（一木良一君）

ここで休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第129号から議第130号までの2議案について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第129号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億8,239万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも276億2,233万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は地方債の補正で、地方債の追加、変更は第4表 地方債補正によるものでございます。

令和３年11月30日提出。

２ページをお開きください。

第１表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

１款市税は、6,038万5,000円の増額で、市民税、固定資産税について、現年課税分は課税実績により増額を、滞納繰越分はコロナ関連の徴収猶予見込みの修正により、減額を計上しております。

15款国庫支出金は5,853万6,000円の増額で、民間ホテルの耐震改修が未実施となったことによる住宅・建築物安全ストック形成事業補助金が1,098万8,000円減額となる一方、３回目コロナワクチン接種に向けた接種負担金4,201万5,000円及び接種補助金1,976万4,000円の増額、防災・安全交付金交通安全事業の追加交付1,118万円の増額などが主な内容でございます。

16款県支出金は2,188万3,000円の減額で、国民健康保険基盤安定負担金の確定による減額872万6,000円、民間ホテルの耐震改修が未実施となったことによる建築物等耐震化促進事業費補助金770万3,000円の減額などが主な内容でございます。

17款財産収入は355万3,000円の増額で、公用車８台の売却による物品売払収入324万5,000円が主な内容でございます。

18款寄附金は568万7,000円の増額で、企業版ふるさと寄附金200万円、一般寄附７件286万3,000円が主な内容でございます。

19款繰入金は927万円の減額で、国際交流事業の中止による国際交流基金繰入金600万円の減額、看護師修学資金貸与者の確定による看護師等修学資金繰入金252万円の減額が主な内容でございます。

21款諸収入は2,988万8,000円の減額で、令和２年度こども園指定管理料の精算による2,557万8,000円、経営安定資金預託金回収見込みの増により、預託金を1,270万円増額する一方、小口融資の今後の見込みから預託金7,400万円を減額することが主な内容でございます。

３ページをお願いします。

22款市債は９億1,580万円の増額で、地域振興基金創設のための令和３年度積立金として、合併特例債９億2,770万円を増額することが主な内容でございます。

４ページをお願いします。

歳出でございます。

２款総務費は９億7,385万5,000円の増額で、今後のまちづくりや地域振興のために合併特例債を活用して創設する、地域振興基金に係る令和３年度積立金９億7,660万円が主な内容でございます。

３款民生費は467万円の減額で、介護保険給付費の増加見込みによる介護保険事業会計への繰出金が1,206万6,000円の増額、コロナ対策として令和２年度に実施したひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の確定による国庫補助金の返還金が670万1,000円の増額、地域子育て支援拠点施設整備に向けた基本設計費が78万1,000円の増額となる一方、国民健康保険基盤安定負担金の確定

による国民健康保険特別会計への繰出金が1,493万5,000円の減額、介護サービス事業特別会計への繰出金を含む職員給与費が減額となることが主な内容でございます。

4款衛生費は8,352万6,000円の増額で、3回目ワクチン接種に向けた経費6,178万1,000円の増額、特別交付税の拡充による市立金山病院への補助金1,352万5,000円の増額などが主な内容でございます。

6款農林水産業費は205万4,000円の減額で、県単土地改良事業の不採択により、工事費が350万円の減額、ニホンジカ捕獲許可頭数の減少により225万円の減額となることなどが主な内容でございます。

5ページをお願いします。

7款商工費は5,067万9,000円の減額で、コロナ対策に係る中小企業緊急支援融資件数の増加による保証料補給金が802万5,000円の増額、岐阜県コロナ感染症拡大防止協力金第5弾、第7弾に係る市負担金379万8,000円の増額、幸の瀬湯けむり広場防じん舗装で439万3,000円が増額となる一方、小口融資資金の貸付け決定により預託金が6,130万円減額となることなどが主な内容でございます。

8款土木費は2,050万9,000円の減額で、民間ホテルの耐震改修未実施による補助金の減額2,197万6,000円が主な内容でございます。

10款教育費は1,984万3,000円の減額で、企業版ふるさと寄附金の活用による小学校ICT機器購入が216万5,000円増額となる一方、中学生姉妹都市交流事業の中止により779万6,000円の減額、体育館の解体工事完了により工事費等で1,418万2,000円の減額、飛騨金山清流マラソン中止により250万円の減額となることなどが主な内容でございます。

11款災害復旧費は1,652万3,000円の増額で、林道2路線の市単復旧工事の追加による増額1,622万3,000円が主な内容でございます。

6ページをお願いします。

14款予備費は歳入歳出の財源調整を含め、今後の雪害やコロナ対策などの有事に備えるため1,059万4,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

8款土木費の都市再生整備事業（イベント広場整備・市道森17号線、18号線修景事業）1億8,998万8,000円は、イベント広場の設計見直しや観光交流センターの工期延長に伴い、着手時期が遅延し、年度内の完成が困難なため、繰越明許費の追加をするものでございます。

同じく、土木費の社会資本整備総合交付金事業（幸田2号線電線共同溝事業・森8号線道路改良事業）4億1,979万5,000円は、工事施工に伴う通行規制方法や期間について、地元関係者や関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難なため、繰越明許費の追加をするものでございます。

11款災害復旧費は被災後災害査定を経て速やかな事業発注を進めてはいるものの、いずれの復

旧工事も11月以降の着手となる見込みで、標準工期を考慮すると年度内の完成が困難なため、繰越明許費の追加をするものでございます。

なお、各事業の繰越額は、現年補助農業施設災害復旧事業2,849万円、現年市単林業施設災害復旧事業が1,622万3,000円、現年補助林業施設災害復旧事業が1億327万7,000円、公園施設災害復旧事業が2,510万6,000円でございます。

8ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

令和4年度4月1日から事業を実施するため、令和3年度中に契約手続を行う必要がある議会だより、広報紙の発行に向けた印刷製本業務、議会会議録調製業務及び3つの指定管理業務について債務負担行為を設定するもので、設定期間及び限度額はそれぞれ表にお示しをしたとおりでございます。

9ページをお願いします。

第4表 地方債補正の追加及び変更でございます。

追加は総務債で、今後のまちづくりや地域振興のために創設する振興基金の財源として、合併特例債を活用するもので、9億2,770万円を追加するものでございます。

変更は土木債で、防災・安全交付金交通安全事業の国庫補助金の追加交付決定1,188万円により、過疎対策事業債を1,190万円減額変更するものでございます。

11ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となります。

飛びますが、55ページをお願いします。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較欄を御覧ください。

長等は、市長・副市長の共済費で34万6,000円の増額、その他の特別職の報酬は、子ども・子育て会議の回数増加に伴う14万4,000円の増額、共済費9,000円の増額で、教育長分でございます。

56ページは一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

職員の異動により、職員数は2名増加し、給料職員手当、共済費を合わせて626万9,000円の減額でございます。

職員手当の内容につきましては、下表のとおりでございます。

少し飛びますが、61ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

会計年度任用職員の異動により、パート職員数は1名減少し、報酬、職員給料、手当、共済費等は合わせて124万9,000円の増額でございます。

職員手当の内容につきましては、下表を御覧ください。

63ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました6業務に係る限度額と令和4年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

64ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込額で230億9,657万1,000円となる見込みでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

引き続き、65ページをお願いします。

議第130号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

令和3年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも34億5,454万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年11月30日提出。

66ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

9款繰入金3万円の増額は、保険基盤安定制度に係る保険税軽減分及び保険者支援分に係る国庫負担金の確定に伴い、一般会計からの繰入金が1,478万3,000円減額となり、これを補うための国民健康保険基金からの繰入金が1,481万3,000円増額となることが主な内容でございます。

下段は歳出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、増減額はなく、財源の補正でございます。

7款諸支出金3万円の増額は、保険者努力支援交付金の精算に係る返還金でございます。

67ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出予算補正の事項別明細書となっております。

以上で、令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。

2議案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第131号から議第133号までの3議案について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

それでは、補正予算書の71ページをお開きください。

議第131号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,783万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和3年11月30日提出。

それでは、72ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、6款繰入金は、職員給与費の減に伴う一般会計繰入金206万2,000円の減額で、内訳は小坂老人保健施設分158万8,000円の減、居宅予防サービス計画事業分47万4,000円の減でございます。

下段の歳出でございます。

主な内容につきまして、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費158万8,000円の減額については、職員給与及び職員手当等の減額によるものでございます。

73ページからは事項別明細書、77ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、81ページをお開きください。

議第132号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億909万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和3年11月30日提出。

それでは、82ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金638万3,000円の増、2項国庫補助金5,577万5,000円の増、6款県支出金、1項県負担金1,651万1,000円の増、3項県補助金49万円の増、10款繰入金、1項一般会計繰入金1,206万6,000円の増、2項基金繰入金3,924万7,000円の増は、それぞれ介護サービス給付費等の実績見込みによる増額でございます。

83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主な内容につきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費1億2,600万円の増、5款地域支援事業費、3項介護予防・生活支援サービス事業費367万5,000円の増は、介護サービス給付の実績見込みによる増額でございます。

10款予備費56万円の増額は、財源調整による増額でございます。

85ページからは事項別明細書、98ページは給与費明細書でございます。

引き続きまして、99ページをお願いいたします。

議第133号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3

号)でございます。

令和３年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ73万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億640万2,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第１表によるものでございます。令和３年11月30日提出。

それでは、100ページをお開きください。

第１表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、７款繰入金73万4,000円の増は、職員手当等の増に伴う増額でございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

主な内容につきまして、１款総務費、１項総務費23万円の減は、小坂診療所職員給与費49万3,000円の増額、施設業務委託88万7,000円の減額によるものでございます。

２款医業費、１項医業費96万5,000円の増は、職員手当等の増額43万2,000円と、保守点検委託料の減額33万円及び備品購入費の増額86万3,000円の増によるものでございます。

101ページからは事項別明細書、105ページからは給与費明細書でございます。

以上で、３特別会計の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第134号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（河合正博君）

それでは、補正予算書109ページをお開きください。

議第134号 令和３年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第２号）について説明申し上げます。

令和３年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも689万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第１表 歳入歳出予算補正によります。令和３年11月30日提出。

それでは、110ページをお開きください。

第１表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

第１款財産収入は、間伐材の売払収入による315万4,000円の増額です。

続いて、下段は歳出でございます。

第１款の総務費316万3,000円の増額は、今ほど歳入で説明しました財産収入を財産区管理運営基金積立金に積み立てる補正が主なものでございます。

111ページからは今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上をもちまして、議第134号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）で
ございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第135号及び議第136号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の115ページをお願いいたします。

議第135号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入でございます。

第1款水道事業収益は7万9,000円を減額し、9億215万7,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございます。

第1款水道事業費用は585万7,000円を増額し、12億5,311万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,738万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億9,818万2,000円及び消費税資本的収支調整額1,920万6,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,279万7,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億1,219万1,000円及び消費税資本的収支調整額2,060万6,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

補正予算書の116ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は2万9,000円を増額し、3億6,374万8,000円とするものでございます。

次に、資本的支出でございます。

第1款資本的支出は1,543万8,000円を増額し、5億9,654万5,000円とするものでございます。

第4条は予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものです。

職員給与費を11万1,000円減額し、6,838万5,000円に、報酬を3万6,000円増額し、25万2,000円とするものでございます。

第5条は予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,249万1,000円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,241万2,000円」に改めるものでございます。

令和3年11月30日提出。

117ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益7万9,000円の減額は、簡易水道事業債の償還利率の見直しにより償還利子が減ったため、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

次に、下段は収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用593万5,000円の増額は、1目原水及び浄水費で、浄水場施設管理業務委託料としまして、下呂東部簡水の久野川浄水場の膜ろ過の洗浄や、宮田簡水の宮田浄水場のろ過砂の洗砂作業など426万1,000円の増、2目配水及び給水費で施設業務委託料としまして、下呂東部簡水の小田畑加圧ポンプの制御盤修繕など162万5,000円の増、3目総係費で、主に職員手当等の減や、上下水道部署の事務所移転に伴う備品及び消耗品の増などで4万9,000円の増でございます。

同じく、1款水道事業費用、2項営業外費用7万8,000円の減額は、簡易水道事業債の償還利率の見直しにより、償還利子が減ったため減額するものでございます。

118ページをお願いいたします。

上段は資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項負担金2万9,000円の増額は、簡易水道事業債の償還利率の見直しにより、償還元金の増に伴い一般会計からの負担金を増額するものでございます。

次に、下段は資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費1,540万9,000円の増額は、1目改良費としまして市道森96号線の送水管移設工事におきまして、耐震性のある仕切り弁に仕様変更するなど、工事内容変更により1,000万円の増、上下水道部署の事務所移転に伴う資材倉庫設置工事に253万円の増、2目固定資産購入費としまして、上下水道部署の事務所移転に伴う備品購入としまして287万9,000円の増でございます。

同じく、1款資本的支出、2項企業債償還金2万9,000円の増額は、簡易水道事業債の償還利率の見直しにより償還元金が増えたため、増額するものでございます。

119ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書でございます。

次に、131ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書で、表の右の当該年度末現在高見込額を御覧ください。

上水道事業債が7億4,551万円、簡易水道事業債が25億4,396万円が、令和3年度の現在高見込額でございます。

以上で、議第135号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議第136号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明させて

いただきます。

補正予算書の133ページをお願いいたします。

議第136号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出でございます。

第1款下水道事業費用は249万3,000円を増額し、21億8,602万9,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,654万5,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億3,645万6,000円及び消費税資本的収支調整額8万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,657万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億3,648万7,000円及び消費税資本的収支調整額8万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出は3万1,000円を増額し、11億5,338万4,000円とするものでございます。

補正予算書の134ページをお願いいたします。

第4条は予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改めるものでございます。

職員給与費を4万2,000円増額し、2,812万9,000円とし、報酬を10万8,000円増額し、18万円とするものでございます。令和3年11月30日提出。

補正予算書の135ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用254万5,000円を増額は、2目処理場費としまして上下水道部署の事務所移転に伴う事務室改修工事に237万6,000円の増、3目総係費として、主に職員給与費分の法定福利費及び上下水道運営委員会の会議の増加に伴う報酬、費用弁償など16万9,000円の増額でございます。

同じく、1款下水道事業費用、2項営業外費用5万2,000円の減額は、下水道事業債の償還利率の見直しにより、償還利子分が減ったため減額するものでございます。

下段は資本的支出でございます。

1款資本的歳出、2項企業債償還金3万1,000円を増額は、下水道事業債の償還利率の見直しにより、償還元金が増えたため増額するものでございます。

136ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、補正予算実施計画明細書でございます。

次に、145ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書で、表の右の当該年度末現在高見込額を御覧ください。

下水道事業債89億8,678万5,000円が、令和3年度の現在高見込額でございます。

以上で、議第136号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

2 議案の審議、よろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第137号について、詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書147ページをお開きください。

議第137号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、費用会計並びに会計年度任用職員の減員に伴う職員手当や給料等の減額により、695万8,000円を減額補正し、補正後の額を2億1,917万6,000円とするものでございます。

第3条は予算第6条に定めた職員給与費を計上しております。

(1)職員給与費613万円を減額補正し、補正後の額を7,103万6,000円とするものでございます。

令和3年11月30日提出。

次ページから156ページまでは補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、157ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をさせていただきます。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目の1目一般管理費の補正額12万5,000円の減額でございますが、これは職員手当の確定により、その下の職員手当から法定福利費引当金繰入額までの4項目につきまして減額するものでございます。

2目施設経営費の補正額683万3,000円の減額でございますが、これは会計年度任用職員の減員により、その下の給料から負担金までの8項目につきまして減額するものでございます。

以上、御審議をよろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第138号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書159ページをお願いいたします。

議第138号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

第1条、令和3年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、新型コロナウイルスの感染拡大や医師の異動による影響などを踏まえ、患者数の減少を見込むものでございます。

(1)年間患者数でございます。

入院を4,380人減の1万8,250人、外来では6,050人減の3万2,670人といたします。

(2)1日平均患者数でございます。

入院を12人減の50人、外来では25人減の135人といたします。

第3条は、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

なお、病院事業運営資金に充てるため、企業債1億円を借り入れることとしております。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益を1億6,767万3,000円減額して10億4,385万2,000円、第2項医業外収益を1,575万2,000円減額して2億9,839万7,000円、第3項特別利益は計上しておりました1,635万円を全て減額いたします。

160ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を1,275万9,000円減額して14億9,752万2,000円とし、第2項医業外費用を16万5,000円増額して2,691万円といたします。

第4条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を補正するものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,602万9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を184万4,000円減額して2,339万7,000円に、第2項企業債償還金を9万8,000円増額して9,085万円に、第3項投資を40万円増額して120万円といたします。

第5条は、予算第5条に定めた起債の目的に病院事業運営資金を加え、限度額を1億1,920万円に改めるものでございます。

161ページをお願いいたします。

第6条は、予算第6条に定めた一時借入金の限度額を1億円から1億2,000万円に改めるものでございます。

第7条は、予算第7条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

(1)職員給与費を1,584万9,000円減額し、8億3,650万円といたします。令和3年11月30日提出。
続きまして、162ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1項医業収益で1億6,767万3,000円を減額いたします。内訳は、1目入院収益を1億439万円減額し、2目外来収益を6,328万3,000円減額するもので、冒頭申し上げました新型コロナウイルス感染拡大や医師の減少などによる現在の状況を踏まえまして、収入の減額を見込むものでございます。

次に、2項医業外収益は1,575万2,000円を減額いたします。内訳は4目負担金交付金が1,352万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、地域医療提供体制を確保する観点から、不採算地区病院等に関する特別交付税措置が拡充されたことによるものでございます。

7目長期前受金戻入2,927万7,000円の減額は、令和2年度決算で修正いたしました会計処理により一般会計出資金に係る分を減額するものでございます。

3項特別利益は1,635万円を減額いたします。

先ほどの長期前受金戻入れと同様に、一般会計出資金に係る長期前受金の収益化として計上しておりました予算を減額するものでございます。

下段の支出につきましては、1項医業費用で1,275万9,000円減額いたします。内訳は1目給与費が1,584万9,000円の減額で、実績により不要と見込まれる給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の増額でございます。

3目経費309万円の増額は、施設修繕の増加と資本的支出に計上しておりました建設改良費のネットワーク機器購入費のうち、ネットワークの構築及び機器設置に係る経費を委託費として計上するものでございます。

次に2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費16万5,000円の増額は、一時借入金上限額の変更に伴う利息の増額でございます。

163ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1項建設改良費、1目有形固定資産購入費が184万4,000円の減額で、ネットワーク機器購入費に係るネットワークの構築及び機器設置に伴う予算の組替えが主なものでございます。

2項企業債償還金9万8,000円の増額は、令和3年度企業債元金償還の額の確定に伴うものでございます。

3項投資、1目看護師貸付金40万円の増額は、看護師2名の新規採用により看護師就職準備資金に係る予算を増額するものでございます。

164ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等でございます。

178ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の右から2つ目の当該年度末における現在高見込額は15億1,942万9,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第129号から議第138号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第129号から議第138号までの10議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（一木良一君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月13日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時13分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月30日

議 長 一 木 良 一

署名議員 7 番 中 島 ゆ き 子

署名議員 8 番 田 中 副 武